

令和元年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和元年9月2日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和元年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和元年9月2日（月）

午前10時00分～午前11時08分

区役所本庁舎地下1階 11会議室

- 1 第15期委員の紹介
- 2 会長の選出等
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 小委員会委員の指名
- 3 開 会
- 4 審 議
保護樹木等の指定及び解除について
- 5 連絡事項
- 6 閉 会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第15期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 5 新宿区みどり公園基金条例
- 6 新宿区みどりの推進審議会小委員会について
- 7 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 8 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 9 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	渡 辺 芳 子

委員 石川謙一
委員 小野栄子
委員 藤田茂

委員 津田裕久
委員 小島健志

◎第15期委員の紹介

みどり公園課長 それでは、皆様おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本来でしたら、会長が会議の進行を行うところですが、委員の改選により会長が不在でございますので、後ほど会長をお選びいただくまでの間は、事務局が進行を務めさせていただきます。

申しおくれましたが、私は本日事務局を務めさせていただきますみどり公園課長の依田です。どうぞよろしくお願いたします。

なお、いつも使っている会議室がちょうど工事のため、きょうは地下の会議室を使わせていただきました。換気等気をつけているところですが、不具合などありましたら空調等で調整いたしますので、遠慮なくお申し出いただければと思います。

それでは、まずはじめに傍聴の許可についてお諮りいたします。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例施行規則第31条第4項におきまして、会議は公開を原則とするとあります。本日は傍聴を希望される方がお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきますたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

また、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

新宿区みどりの推進審議会ですが、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項に関して調査、審議するほか、区長に意見を述べるができる区長の附属機関でございます。

前回の第14期委員の任期が7月末で満了となりまして、今回から第15期の委員による審議会ということになります。第15期の委員の任期は、令和元年8月1日から令和3年7月31日

までの2年間となっております。

なお、委員の皆様のお発言につきましては、みどりの推進審議会議事録としまして、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

それでは、議事次第1の第15期委員の御紹介をさせていただきます。

お配りしました資料、上から2枚目、1枚めくっていただきまして、資料1の委員名簿をごらんいただきたいと思います。

第15期の委員は第14期委員15名のうち13名の委員に再任していただきました。

それでは、名簿順にお名前を御紹介させていただきます。

まず、学識経験者委員としまして熊谷洋一委員。

興水肇委員。

池邊このみ委員。

斎藤馨委員は本日欠席の届けをいただいております。

渋江桂子委員。

以上の5名様となります。

次に、区民委員を紹介いたします。

新宿区町会連合会の吉川信一委員。

新宿区商店会連合会から竹川司委員がちょっと今まだお見えになっていない状況でございます。

新宿区婦人団体協議会の渡辺芳子委員。

今期から新たに新宿地区青少年育成委員会から推薦していただきました石川謙一委員です。

そして、公募委員の津田裕久委員。

小野栄子委員、以上の6名様となります。

次に、みどりの保護と育成に関する団体から推薦していただきました委員を御紹介いたします。

東京都建築士事務所協会新宿支部の小島健志委員。

東京樹木医会の椎名豊勝委員は本日欠席の届けをいただいております。

NPO法人屋上開発研究会の藤田茂委員、少し到着がおくれているということです。

日本自然保護協会の鶴田由美子委員、本日は欠席の届けをいただいております。

以上、4名様となります。

以上、15名の皆様でございます。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

続きまして、審議会事務局を紹介させていただきます。

担当部署はみどり土木部みどり公園課のみどりの係になります。

最初に、みどり土木部長の田中ですが、本日申しわけありませんが、所用により欠席させていただきます。

私がみどり公園課長の依田です。

そして、みどりの係長の八住です。

みどりの係主査の宮田です。

みどりの係の城倉です。

田辺です。

田中です。

どうぞよろしく願いいたします。

◎会長の選出等

みどり公園課長 それでは、議事次第2の会長の選出等に進ませていただきます。

まず、会長と副会長をお決めいただき、その後会長に小委員会の委員の指名をお願いしたいと思います。

資料4、新宿区みどりの条例及び同施行規則をごらんいただきたいと思います。

施行規則第30条、こちら11ページになりますが、会長及び副会長は委員の互選によると規定されてございます。ただ、互選とありますが、本日初めてお会いする委員もいらっしゃる状況で、選挙で決めるのも無理があるかと思えます。

そこで、事務局から提案ですが、まず立候補または推薦により候補者を選出していただき、改めて委員全員にお諮りして、御了承をいただけた方に会長または副会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、まずは会長または副会長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、次にどなたかを推薦したいという方がいらっしゃいましたらよろしく願いいたします。

渡辺委員 大変僭越せんえつなんですけれども、長らくこの会に出させていただいているので、もしお

差し支えなければ、私の思ったことを申し上げていいですか。

本当にこの会は発言しやすく、すごく雰囲気の良い会だと思っております。これも今まで熊谷会長さんと興水副会長さんのお二人の御尽力のたまもので、立派な方が審議会の会長、副会長でいらしてくださるということを私も本当に心強く思っております。

ぜひお差し支えなければ、お二人に続投をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（拍手）

みどり公園課長 ただいま渡辺委員から、熊谷委員を会長に、興水委員を副会長に推薦したいという御発言がありまして、皆さんから拍手いただきました。

ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

みどり公園課長 わかりました。

それでは、第15期のみどりの推進審議会会長に熊谷委員、副会長に興水委員ということで御異議ないということで決定させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お二人には席の移動をお願いいたします。

それでは、改めまして熊谷会長より一言御挨拶をお願いいたします。

熊谷会長 皆様、おはようございます。

ただいま会長に御下命をいただきました熊谷でございます。

皆さん15期の委員を引き受けていただいたようですが、私はたまたまですが、1期から委員をやらせていただいて、30年になります。実は今期が終わると完全に30年ということですが、その間新宿区はみどりに対する関心が東京の23区の中でもどんどんと意識の向上を図られて、今では私の考えているところでは、都内で一番いろいろな意味でみどりの推進に先駆的といえますか、大変すばらしい業績を上げられている課だと思っておりますので、これもまた今まで審議委員の皆様は大変真摯な御議論をいただいて、それを事務局が大変一生懸命予算も厳しい中で頑張ってくられたということでございますので、今期もぜひよろしくお願いをしたいと思います。

みどり公園課長 ありがとうございます。

次に、興水副会長より一言御挨拶をお願いいたします。

興水副会長 熊谷副会長のできるだけ足を引っ張らないようやるということに専念していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

みどり公園課長 ありがとうございます。

どうぞよろしく願いいたします。

では、引き続き小委員会委員の指名をお願いしたいと思います。

熊谷会長、よろしく願いいたします。

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、小委員会委員の指名を行いたいと思いますが、まず小委員会について事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会について御説明いたします。

お配りしました資料6をごらんいただきたいと思います。

小委員会について1枚にまとめてございます。

みどりの推進審議会の小委員会ですけれども、みどりの条例第28条の2及び同条例施行規則第32条の2の規定に基づく組織になります。

緊急の事案が発生しまして、みどりの推進審議会を直ちに開くことが困難な場合にのみ開催する委員会で、平成21年4月に審議会の効率的な運営を図るためにつくった制度になります。

新宿区みどりの推進審議会の調査審議事項につきましては、みどりの条例第27条に規定しておりますとおり、みどりの保護と育成に関する計画に関すること、保護樹木等の指定及び解除に関すること、保護樹木の譲受等に関すること、モデル地区の指定及び解除に関すること、違反行為の公表に関すること、新宿区みどり公園基金の処分に関すること、その他みどりの保護と育成について区長が必要と認める事項、以上7項目となっておりますが、小委員会の審議事項は、このうち保護樹木等の指定及び解除とみどり公園基金の処分、この2項目に限定されております。

小委員会の委員の人数ですが、8人以内としまして、審議会の委員の中から会長が指名いたします。また、小委員会には委員長を置くこととしまして、こちらも会長が指名いたします。

また、小委員会は委員長が招集し、審議会と同様に委員の過半数の出席により成立いたします。

議案の可否は、出席委員の過半数により決定いたします。

小委員会を開催する場合は、よほどの緊急の場合を除いて、原則として事務局より審議会委員皆様に事前に議案の資料を送付して意見照会を行います。いただいた御意見は小委員会

で公表して調査審議に反映させるものとします。また、委員長は小委員会での調査審議の経過及び結果を次のみどりの推進審議会に報告することになっております。

小委員会についての説明は以上になります。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、みどりの推進審議会、それと小委員会について事務局より説明をいたしましたが、ここで御質問、あるいは御意見がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に今回から新しく入られた委員の方、もし御質問等があればお受けしたいと思います。よろしいですか。

津田委員 今のところありません。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、小委員会の委員の指名に移りたいと思います。

みどりの推進審議会は、学識経験者5名、区民から6名、みどりの保護と育成に関する団体の構成員から4名の15名で構成されております。

そこで、小委員会の構成につきましても、これらのバランスを考慮いたしまして、学識経験者の委員から3名、区民委員から3名、団体の構成員の委員から2名の計8名とさせていただきます。

それでは、指名をさせていただきますが、ここで一つ御提案があります。

区民委員から3名を指名するに当たりまして、公募委員お二人の中から1名入っていただきたいと考えておりますが、この場で私からお一人をお願いするよりも、本日の審議会終了後にお時間をいただいて、お二人で話し合ってお決めいただいた方を指名させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、公募委員の1名は後ほど決めさせていただくことといたします。よろしく願いいたします。

では、学識経験者からは興水委員、池邊委員、それに私熊谷とさせていただきます。

区民委員の2名は吉川委員、渡辺委員をお願いしたいと思います。

団体の構成員の委員からは小島委員、椎名委員をお願いいたします。

指名させていただきました皆様、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

津田委員 区民委員からは小野栄子さんをお願いしたいと思います。今話し合いました。

熊谷会長 どうもありがとうございます。

それでは、区民委員の方は小委員会のメンバーとしては、小野委員にお願いするということにさせていただきます。

では、次に小委員会の委員長の指名に移りたいと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 小委員会の委員長につきましては、みどりの条例施行規則で会長の指名によると定めております。しかし、小委員会制度ができた最初の審議会の議論において、小委員会は人数が少ないだけで、審議会と同等の役割と責任があるということ、また小委員会は分科会や期間限定の専門機関とは異なり、審議会が縮小したものと考えられ、これらを考慮すると審議会の会長が委員長につくことが望ましいという結論になり、以降、審議会会長に小委員会の委員長をお願いしてきた経緯があります。

このようなことから、事務局としましては、今期も同様に審議会の会長に委員長をお願いしたいと考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

それでは、熊谷会長に委員長を引き続きお願いしたいと思います。

改めまして委員長、一言お願いいたします。

熊谷会長 座ったままで失礼いたします。

みどりの推進審議会は、先ほど事務局で説明いたしました7つの大変重要な案件を必ず審議会を開いて決定をするということでやってまいりましたが、実は15名という大勢の委員がいらっしやいます。

それと、もう一つは保護樹木の指定解除に関しては、区民の方から突然いろいろな事情で審議会にその辺の許可を認めるような案件が大変多く上がってくるようになりました。これは最近の都市事情とか、それから区民がいろいろ相続が起こったり、そういう身近な問題から、やむなく樹木の特に解除、そういった問題が出てきて、従来ですとそれを年に2回か3回の推進審議会まで待っていただくということにしていたのですが、これでは区民の方にも大変迷惑がかかるし、それからそれに絡むいろいろな事業者の方とか、周りの住民の方にも御迷惑がかかるということで、^{きゅうきよ}急遽審議会^{きゅうきよ}で議論いたしまして、その案件を中心に、先ほど説明のあった2つの案件だけについては、緊急の場合に限り小委員会を開催して、集まってその場で審議をして、そして本会議のみどりの推進審議会でご報告をするということにさせ

ていただいた経緯があります。

これは審議会なんだから、どんな案件も全員そろってやるべきだという御意見も過去にはありました。しかし実際にこの審議会を運用し、あるいは携わってきますと、とてもそれでは間に合わないような案件、それから重大な案件が突如として出てくるものですから、それらに対応していきたいということで、審議会の御了承を得て小委員会がつくられているものでございます。

ですから、審議会で審議してはまずいようなものを小委員会で勝手に決めるのではないかなというような、そういう御不審を持たれる方がもしおられたとしたら、そういうことではないので、本件については全て審議会の決定事項ということで報告をしていただくということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

少し長くなりましたが、新しい委員の方もいらっしゃるので、経緯について御説明をいたしました。

みどり公園課長 会長、副会長、そして小委員会委員及び委員長の選出どうもありがとうございました。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いをいたします。

◎開会

熊谷会長 それでは、これより令和元年第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、事務局より本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は斎藤委員、椎名委員、鶴田委員より欠席の届けをいただいております。また、現在竹川委員、藤田委員、お二人の委員がお見えになっておりません。このため、本日は15名中10名の出席により審議会は成立しております。

熊谷会長 ありがとうございました。

次に、本日の資料について説明をお願いいたします。

みどり公園課長 皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。資料の御確認をお願いいたします。

まず、最初に議事次第が1枚、次に資料1としまして、審議会の第15期委員名簿1枚、そして資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について、資料3としまして、保護指定

及び解除対象樹木の写真、こちらは回収資料となります。続きまして、資料4としまして、新宿区みどりの条例及び同施行規則、資料5としまして、新宿区みどり公園基金条例、資料6が1枚のペーパーで、みどりの推進審議会小委員会について、そして資料7としまして、小冊子のみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、そのほかみどりの基本計画、みどりの実態調査報告書、こちらの冊子が回収資料としてお配りしております。

資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。

◎審議

熊谷会長 それでは、議事次第の4番目、審議に移らせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除についての御説明に入る前に、保護樹木制度について簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料7、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、こちらの小冊子をごらんいただきたいと思います。

こちらをあけていただくと、目次がありまして、1枚めくって1ページ、みどりの文化財（保護樹木等）とはのページをごらんいただきたいと思います。

新宿区では、大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために保護樹木制度を設けております。

その下の保護樹木等の指定基準ですが、樹木が健全でかつ、樹容が美観上すぐれている樹木のうち、下に書いた基準を満たすものを保護樹木等に指定しております。樹木では幹回りが1.2メートル以上、樹林では面積500平方メートル以上、生垣は高さが地上1.2メートル以上、長さ15メートル以上になります。そのほか区長が特に必要があると認めるものを指定しております。保護樹木等には標識を取りつけております。こちらに印刷してあるような形の標識をつけております。

次に、保護樹木等の支援、2ページでございますが、保護樹木等の維持管理に係る費用の一部を区が助成しております。

樹木では1本目は9,000円、2本目以降は4,500円、樹林ですと500平方メートルから1,000平方メートルで9,000円、以下1,000平方メートルごとに4,500円、生垣だと10メートルまでメーター900円、20メートル以上はメーター450円という形で助成金を支給しております。そ

のほか保護樹木等の枝が折れて通行人にけがを負わせたような場合のために、保険に加入しております。また、緊急時の維持管理も区で支援を行っております。

次のページ、3ページ、4ページですけれども、保護樹木の落ち葉がたくさん落ちる時期には落ち葉の回収の支援を行っております。また、保護樹木を移植したいという場合には、1本当たり30万円の助成制度があります。

簡単ですが、保護樹木制度についての御説明は以上になります。

引き続き本日御審議をいただきます保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明させていただきます。

本日御審議いただきます案件は、いずれも民有地の保護樹木の指定及び解除に関するものになります。

指定につきましては、保護樹木の指定9件、21本、保護樹木の指定1件、700平方メートル、保護生垣の指定1件、20メートル、解除につきましては、保護樹木の解除6件、14本となります。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細につきましては、担当職員より映像を交えて御説明させていただきます。

申しわけございませんが、室内の明かりを少し暗くさせていただきます。

事務局（八住） 本年4月からみどりの係長を務めさせていただいております八住と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、今回御審議いただく保護樹木等の指定及び解除につきまして、お手元の資料2の内容を映像にまとめておりますので、前のスクリーンをごらんになりながらお聞きになっていただければと思います。

まず、保護樹木の指定及び解除につきましては、前回の審議会の翌日、3月23日から本日、9月2日までにお申し出のあった半年ほどの間の案件となりますので、件数が多くなっております。今回、公有地保護樹木の指定及び解除の案件はございません。全て民有地の保護樹木等の指定及び解除の案件となっております。

保護樹木は指定件数が9件、指定本数が21本、解除件数6件、解除本数14本です。保護樹木については、指定件数1件、指定面積700平方メートル、解除の案件はございません。保護生垣は指定件数が1件、指定延長20メートル、解除の案件はございません。

それでは、保護樹木等の指定の案件から御説明をいたします。

保護樹木の指定案件は9件、21本です。

1件目は中井二丁目の案件です。アンズが1本です。

2件目は上落合二丁目の案件です。ドイツトウヒが1本です。

3件目は市谷加賀町二丁目の案件です。ケヤキが1本、スダジイが3本です。

4件目は上落合三丁目の案件です。ソメイヨシノが1本です。

5件目は北新宿三丁目の案件です。タイサンボクが1本です。

6件目は上落合二丁目の案件です。カキノキが1本です。

7件目は下落合三丁目の案件です。スダジイが1本です。

8件目は百人町三丁目の案件です。トウカエデが1本、ヤマモモが1本、マテバシイが1本、ヒマラヤスギが6本です。

9件目は西落合四丁目の案件です。スダジイが2本です。

保護樹林の案件は1件、北新宿三丁目、先ほど保護樹木の指定でお話をいたしましたお寺の敷地700平方メートルを指定するものです。後ほど詳しく御説明をいたします。

保護生垣の案件は1件、西落合四丁目の先ほど保護樹木の指定でお話をしましたお宅のサザンカの生垣20メートルです。

では、個別に御説明をさせていただきます。

まずは保護樹木についてです。

1件目、中井二丁目の案件です。個人宅のお庭にあるアンズ1本です。3本の株立ちで、高さが7.5メートル、幹回りが0.49メートル、0.69メートル、0.58メートル、株立ちですので、この3本を足しまして、その合計に0.7を掛けて幹回りを算出いたします。計算して1.23メートルとなったものです。

担当者が緑化相談に伺った際に、保護樹木に該当するような大きさの樹木があったために、所有者に声をかけまして、制度の説明を行った上で指定の同意を受けたものとなります。樹形にやや乱れは見られますが、樹勢は良好です。また、アンズという保護樹木がかなり珍しいということもありまして、今回指定をお諮りするものです。

2件目、上落合二丁目の案件です。高さが18メートル、幹回り1.66メートル、個人宅のお庭にあるドイツトウヒです。

緑化相談の対象であった樹木が保護樹木に該当するような大きさであったため、制度の説明を行って、指定の同意を受けたものです。樹形、樹勢ともに良好です。ドイツトウヒの保護樹木の指定をお諮りするのとは今回が初めてになります。

次にまいりまして、3件目、市谷加賀町二丁目の案件です。集合住宅の敷地にありますケヤキ1本、スダジイ3本、合計4本となります。1本ずつ御説明をいたします。

1 本目、高さ9メートル、10本の株立ちで幹回りは2.26メートルのケヤキです。

2 本目、高さ10メートル、幹回り1.7メートルのスダジイです。幹がやや西の方向に傾斜をしています。

3 本目、高さ10メートル、幹回り1.32メートルのスダジイです。

4 本目、高さ10メートル、幹回り1.62メートルのスダジイです。幹の途中でやや南方向に傾斜をしています。

1 本目のケヤキにつきましては、10本立ちということで、かなり形状も珍しいということですので今回指定をお諮りすることとしております。

こちらは管理会社から保護樹木に指定できないかとの相談がございまして、現地調査を行ったものです。全体的に多少樹形の乱れなどがありますが、毎年^{せんてい}剪定されており、4本とも樹勢は良好です。

なお、3本のスダジイは集合住宅になる前から敷地に生育していたものと伺っております。

4 件目、上落合三丁目の案件です。高さ7.2メートル、幹回り1.7メートル、個人宅のお庭にあるソメイヨシノです。

保護樹木にできそうな樹木があると所有者から伺いまして、伺ったところ、敷地内には3本のソメイヨシノがあったんですけれども、ちょうど隣のお宅で火事がございまして、3本のうち2本が隣地の火災で被害を受けてしまったということで、樹勢が良好な残り1本の指定を今回お諮りするものです。

5 件目、北新宿三丁目の案件です。高さ11メートル、幹回り1.26メートル、お寺の敷地にございますタイサンボクになります。

後ほど御説明いたします保護樹木の指定解除の御相談を受けて調査に伺った際に、同敷地内に保護樹木に該当するよい樹木があったということで、指定の働きかけを行って同意を得たものです。樹形、樹勢ともに良好です。

6 件目、上落合二丁目の案件です。高さ7メートル、幹回り1.2メートル、個人宅のお庭にあるカキノキです。

緑化相談に伺った際に、保護樹木に該当するような大きさの樹木があったということで制度の説明を行って、指定の同意を受けたものです。毎年^{せんてい}剪定されており、樹幹が少々小さく、樹形にやや乱れは見られますが、樹勢は良好です。

7 件目、下落合三丁目の案件です。高さ5.2メートル、幹回り2.17メートル、行き止まりの私道上にありますスダジイで、沿道の住民で管理をしています。

管理している住民の方の総意ということで、保護樹木に指定してほしいという御相談がありまして、現地調査を行ったものです。樹形、樹勢ともに良好で、適切に^{きんてい}剪定なども行われております。

8件目、百人町三丁目の案件です。集合住宅の敷地にあるトウカエデ1本、ヤマモモ1本、マテバシイ1本、ヒマラヤスギ6本の合計9本になります。1本ずつ御説明いたします。

1本目、高さ8メートル、幹回り1.3メートルのトウカエデです。

2本目、高さ6メートルのヤマモモです。

2本の株立ちになりまして、幹回りが1本が1.16メートル、2本目が0.6メートルで幹回りが1.23メートルとなります。

3本目、高さ6メートルのマテバシイです。4本の株立ちで、幹回りがそれぞれ0.69メートル、0.71メートル、0.73メートル、0.39メートルですので、幹回りが1.76メートルとなります。

4本目、高さ10.5メートル、幹回り1.26メートルのヒマラヤスギです。

5本目、高さ9.5メートル、幹回り1.2メートルのヒマラヤスギです。

6本目、高さ10.5メートル、幹回り1.34メートルのヒマラヤスギです。

7本目、高さ10.5メートル、幹回り1.29メートルのヒマラヤスギです。

8本目、高さ10.5メートル、幹回り1.25メートルのヒマラヤスギです。

9本目、高さ10.5メートル、幹回り1.29メートルのヒマラヤスギです。

9本とも樹形、樹勢ともに良好です。

こちらの敷地では、既に34本を保護樹木に指定しておりまして、こちらの健全度調査を行った際に、保護樹木に指定できるほど育っている木があったということを確認いたしまして、追加指定の働きかけを行い、同意を得て今回お諮りするものです。全体的に良好な管理をしていただいております。また数年たちますと現在は指定の基準に満たない樹木も育ってくるのではないかと考えております。

9件目は西落合四丁目の案件です。個人宅のお庭にあるスダジイ2本です。

1本目は高さ6.6メートル、幹回り1.31メートルです。地盤から少し上がったところに植わっております。

2本目は高さ6.2メートル、幹回り1.35メートルです。ともに^{じゅかん}樹冠は少々小さ目となっておりますが、樹勢は良好です。

区の広報紙で保護樹木制度を知ったということで、保護樹木指定について御相談があり、

現地調査を行ったものです。

次に、保護樹林に移ります。

先ほども口頭で申し上げましたが、1件、700平方メートル、北新宿三丁目の案件で、主な樹種としてはシダレザクラとなります。

こちらは北新宿三丁目の案件で、先ほど保護樹木の5件目で御説明をしたお寺の敷地になります。全体的に良好な管理をされておりまして、建物や墓地などを除いたみどりで覆われている部分が保護樹林の基準を満たしているということで、所有者の同意を受けて今回お諮りするものです。

次に、保護生垣に移ります。

西落合四丁目の案件です。先ほど保護樹木の9件目で御説明をした個人のお宅となります。高さ1.3メートル、延長20メートルのサザンカの生垣です。保護樹木とあわせて、きちんと維持管理をされておりまして、生育は良好です。

保護樹木等の指定につきましては、以上となります。

続きまして、保護樹木等の指定解除について御説明をいたします。

保護樹木の解除の案件は6件、14本です。

1件目は西早稲田三丁目の案件です。ケヤキが2本です。管理が困難になったということでお申し出がございました。

2件目は山吹町の案件です。ケヤキ1本です。土地を売却するとのことでお申し出がありました。

3件目は北新宿三丁目の案件です。ヒマラヤスギ1本です。管理が困難になったということでお申し出がありました。

4件目は中落合四丁目の案件です。スダジイ4本とカヤ1本が土地を売却するということでお申し出がありました。また、スダジイ1本が枯死したため、基準を満たさなくなったということでお申し出をいただいております。こちらの敷地での解除は合計6本となります。

5件目は高田馬場四丁目の案件です。コブシ1本です。一部の倒木のため、基準を満たさなくなったということでお申し出がありました。

6件目は中井二丁目の案件です。イチョウ2本、ケヤキ1本です。土地を売却するということでお申し出がありました。

それでは、個別に御説明をさせていただきます。

1件目、西早稲田三丁目のお寺の敷地にございますケヤキ2本です。

墓地にございまして、管理が困難になったとのことでお申し出がありました。このケヤキ2本は隣地との境界の近くにございまして、境界にあるブロック塀を押し上げていて危険なこと、以前から落ち葉や越境枝などについて近隣からの苦情を受けていたことなどから、管理しきれないということで、解除したいというお申し出があったものです。維持管理支援のお話もさせていただいたのですが、所有者の方の解除の意志がかなりかたいということで、今回解除のお諮りをするものでございます。

2件目、山吹町の個人宅にあるケヤキ1本です。土地を売却するというので、今回お申し出がありました。

3件目、北新宿三丁目、先ほど指定のところでお説明しましたタイサンボクの案件と同じお寺の敷地にあるヒマラヤスギ1本です。高さ20メートルに及ぶ堂々とした風格の木ですが、これまで余り^{せんてい}剪定されておらず、枝がかなり大きく張り出しております。区の登録有形文化財である梵鐘の掛けられた鐘撞き堂側に幹が傾斜しており、倒木で鐘撞き堂が破損することをお寺さんが大変心配していらっしやいまして、お寺に出入りされる造園業者さんからも、これだけ大きくなると^{せんてい}剪定も難しく、倒木が心配であるというお話もあったということで、今回解除のお申し出となったものです。

少々わかりづらいのですが、赤で囲った部分が今回解除のヒマラヤスギ、隣の黄色い破線の枠が先ほど御紹介いたしましたタイサンボクとなりまして、隣り合っております。

それでは、次に4件目になりまして、中落合四丁目の個人宅にあるスダジイ5本とカヤ1本です。敷地を二分割いたしまして、西側の敷地を売却するというので今回スダジイ4本とカヤ1本について解除のお申し出がありました。お申し出を受けて、売却する敷地を調査した際に、別のスダジイが1本枯死したということで伐採されているのを確認いたしました。

まず、伐採されていたスダジイについてですが、平成28年10月に職員が調査を行った際に、根元の部分から2メートルほど腐朽が入っていたことを確認しておりました。その段階では樹勢は良好だったのですが、その後腐朽が激しく、隣地境界とも接しており、倒木の心配があるということで、ことしの春に^{せんてい}剪定などで造園業者を入れた際に、造園業者からも危険性を指摘されて切ってしまったというお話がございました。所有者の方には、保護樹木制度について改めて御説明いたしまして、今後は注意をしていただくようお願いをしたところでございます。

なお、スダジイ4本とカヤ1本につきましては、売却する土地が緑化計画の対象となる250平方メートル以上であるため、既存樹木を保存することで緑化基準の割り増し算定がで

きる旨の説明をしまして、なるべく残していただきたいとの意思を伝えているところです。

もとに戻りまして、解除する樹木を見ていただければと思います。

中落合四丁目でスダジイの2本目と、そのスダジイ3本目、4本目となりまして、カヤでございませう。最後に枯死してしまったスダジイでございませう。

こちらの敷地では、もともと全体で保護樹木を12本指定しておりましたので、今回の指定解除により、残りが6本ということでお諮りをいたします。

それでは、5件目にまいりまして、高田馬場四丁目の法人所有地にあるコブシ1本です。

6月に隣接する公園での工事の説明に伺った際、保護樹木があるということで見せていただいたところ、立ち枯れしている様子であることを職員が確認をいたしまして、本日の本審議会にお諮りするということによって所有者に御説明をしていたんですけれども、7月中旬に雨が長く続いたということによって腐朽が進みまして、3本株立ちしているうちの2本が根元から倒れてしまったという御連絡をいただいたということです。残った1本では基準を満たさないために、指定の解除のお申し出となったものです。

6件目にまいりまして、中井二丁目の個人宅にあるイチョウ2本とケヤキ1本です。

土地を売却するということによって、今回お申し出がありました。残せないかという働きかけは行ったのですが、更地引き渡しということによって、斜面地で移植も難しいというお話もありまして、解除のお申し出となったものです。

保護樹木の解除については以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が7本多くなりまして、1,264本となります。また、保護樹林は面積が700平方メートルふえて、8万7,755平方メートルになります。保護生垣は延長が20メートルふえまして1,167メートルとなります。

御説明は以上となります。照明をお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

以上、事務局より説明をいたしましたが、ここで御質問や御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか、御発言をお願いしたいと思います。

吉川委員、お願いいたします。

吉川委員 中井二丁目のアンズ、これは大変すばらしいと思いますが、写真で見るとはっきりしないのですが、全体がアンズなんですか、写真をもう一度映してもらいたいと思いま

す。丸で囲ってある部分がアンズで周りの木は違うんですね。

事務局（田中） ここはすごいお庭でいろいろな木が茂っていて、かなり見えづらいんですが、ここの丸で囲ってある部分がアンズです。

吉川委員 そうですか、わかりました。珍しい木ですので、大事にしていきたいと思えます。ありがとうございました。

以上です。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 右のほうの写真で、3本ある幹の下のほうの幹回りを測ったら総計して1.23メートルということですか、随分下から分かれているので。

熊谷会長 株立ちの状況について、ちょっと事務局で御説明をお願いいたします。

事務局（田中） 地上から高さ1.5メートルの全ての幹回りを測ると、このアンズの場合は、それぞれ0.49メートル、0.69メートル、0.58メートルありましたので、この3本の幹回りを足して最後に0.7を掛けた1.23メートルというのが、株立ち樹木の幹回りとなります。

熊谷会長 よろしいでしょうか。

あの株立ちの分かれ方を見ると、左の写真よりももう少し上のほうで広がっているような気がしないでもないですけど、これは写真の撮り方にもよるんですけど、その辺はいかがですか。

事務局（城倉） この家の庭は、図面で8と9と書いてある2軒が一緒になって一つの敷地です。結構庭は広いですけど、余り手入れをされてなくて、すごく荒れている状況でした。幹回りを測るにも、分け入って測るような状態でした。

ですので、写真では全体がこんもりして、すごく撮りにくかったのですけれども、隣のお家の敷地に入らせてもらって撮っているのですけれども、余り離れて撮れないものですから、写真ではあれぐらいの大きさ、大きさの感覚がちょっとずれているというような感じになってしまいました。

熊谷会長 ありがとうございました。

多分指定についての御質問はそんなにはないかなと思うのですが、解除のほうについてはいかがでしょうか、もし何か御質問なり何かあればお伺いしたいと思います。

今期は第1回目ですが、前期あたりから大変事務局のほうで非常に熱心に地域を回っていただいて、保護樹木に該当しそうな樹木をピックアップして、さらにそれについて所有者の

方に直接申請をしていただけるかどうかというような御意思も確認するというような作業でやっていたので、今期も大変多くの保護樹木の指定が上がってきたので、これは大変ありがたいと思いますが、一方で解除もあるものですから、樹木については21本指定して14本解除ですから、7本ふえたということですが。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 今、会長さんがお話になったように、職員の方が先ほど下落合三丁目のですが、お仕事で行ったときに働きかけて、指定について賛成していただいたという説明がございましたが、委員として非常にうれしく思います。それは当然やるべきことですが、それだけ心がけてなければできないことなので、日ごろから大変心がけてくださっているんだと職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。これからも働きかけをよろしくお願い申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

何か御意見ございますか。

津田委員 解除についてですけれども、解除の理由に土地の売却のためというのが上がっているんですけれども、これは売却された後、仮にこの樹木が残っていたとしたら、新しい持ち主の方にまた保護樹木の申請をお願いするというようなことも考えておられるのでしょうか。

事務局（城倉） それは実際に行っています。

先ほど申しましたように、12本の保護樹木があるのですが、このうち左側半分を今回相続の関係で、売却するというお話で伺ってきました。表示の下に見える2本については、かなり立派な木です。不動産の取引は基本的には更地取引なんですけれども、所有者の意向としては、一括して一戸の家を建てる人にしか売らないということでした。そのときに、指定を解除しても直ぐに切るというお話ではなかったもので、先ほどの2本の樹木についてはすごく立派な木でもあるし、その半分の土地が300平方メートルくらいあるのですが、新宿区では緑化計画書制度というのがあり、250平方メートル以上の土地に建物を建てる時には緑化をしないといけないので、既存の樹木を残せば、ほかに緑化しなくてもいいくらい有利になりますよというお話をさせていただきました。不動産業者の方からの電話に対しても、同様なお話をさせていただきます。

今までも、一度解除しても、木が残っていればまた区からお願いをして新たに指定をするという例もありましたし、持ち主がかわっても、残っている場合はお願いするとまた指定していただくというようなこともありましたので、ぜひそういうふうに使っていただきたいと

考えています。

熊谷会長 ほかにはいかがでしょうか。

小野委員 2番の指定のほうで、ドイツトウヒという樹木が初めて指定されるというお話があったのですが、珍しい樹木なのでしょうか。

事務局（城倉） 樹種そのものは珍しくないですけども、新宿区内でこれだけ大きく育ったのは珍しいと思います。基本的に針葉樹は都会の中で弱いものが多いんですけども、これだけのものは今のところ新宿区の保護樹木として指定するのは初めてです。

ただ、ちょっと郊外に行けば結構ありますし、もともとクリスマスツリーにするために植えられたものが大きくなることがあるようです。

熊谷会長 ほかにはいかがでしょうか。

副会長、何かございますか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、御意見等も出尽くしたようですので、本件についてお諮りをしたいと思います。

保護樹木等の指定及び解除については、本日の審議の結果、原案どおりでお認めをいただいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、当審議会として全てを認めさせていただくことといたします。

◎連絡事項

熊谷会長 本日の審議事項はこの1件でございますが、最後に議事次第の5の連絡事項に移らせていただきます。事務局、お願いいたします。

みどり公園課長 本日はありがとうございました。

連絡事項でございますが、次回の審議会の日程でございますが、熊谷会長に御相談の上、令和2年1月末から2月初旬に開催させていただきたいと考えております。また、小委員会につきましては、必要の都度、熊谷委員長に招集していただきますので、メンバーの皆様はよろしくお願いたします。

連絡事項としましては、以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、本日準備させていただきました審議事項等については、全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

渡辺委員 会長、少しよろしいでしょうか。私どもは牛込箆笥地域に住んでいるんですけども、毎年舞台の発表会があるんですね。そのときに9月29日の日曜日なんですが、オリンピック・パラリンピックのマスコットが箆笥地域センターに来てくださるんです。ダンスをしたり、握手会をしてくださったりして、その後で午後3時ぐらいから、こちらの事務局のみどり公園課の先ほど保護樹木の御説明をなさっていらした八住係長さんの御講演がありますので、もし皆様御興味があったらぜひお越しくださいませ。チラシを何枚か持ってきましたので、お渡ししたいと思います。

熊谷会長 そのチラシを事務局、皆さんに配ってください。

渡辺委員 熊谷先生もぜひお近くなので、お待ちしております。

吉川委員も一緒にやっておりますので。

事務局（八住） 9月のイベントで、神田川についていろいろみどり公園課でファンクラブですとか、ふれあいコーナーですとか、親水テラスの開放などをやっておりますので、それらについて御説明というか、御報告をさせていただく機会を設けていただきましたので、伺ってお話をさせていただく予定です。

吉川委員 みどり公園課はいつも出し物を出していただいて、みんな感謝して喜んでおります。また今回もよろしく願い申し上げます。

熊谷会長 これは主催は新宿区と書いてありますけど、新宿区のどこですか、みどりじゃないでしょう。

渡辺委員 牛込箆笥地域センター管理運営委員会というところが主な主催者なんですが、地区協議会とコラボしております。たまたまそのときにオリンピック・パラリンピックのマスコットが、うちのほうに当たったということです。

熊谷会長 ありがとうございました。

みどり公園課長 会長、少し早く終わったのですが、新しい委員の石川委員と津田委員にちょっと簡単に御挨拶いただければと。

熊谷会長 ぜひよろしく願いいたします。

石川委員、どうぞ。

石川委員 柏木地区の青少年育成委員会の会長をやっております。十何年会長をやっているの、新宿区全体の会長会の会長をまた仰せつかっていまして、ここで会議もよくやっております。

ますけれども、今回のこの資料を見ると、結構私らも似ているようなことを行っていて、私らは公園調査というのを育成会でよくやっております。例えば、木が伸びているとか、遊具が壊れているとか、門が崩れているとか、それを各地区で調査して、柏木地区は13公園あるんですが、そこへ懐中電灯持って夜回って、それで記録して、みどり公園課に直してくださいとかということをやっております。

あとちょっとこの写真にあった落ち葉掃きですけれども、西新宿中学校には桜の木とか結構樹木があるので、秋は子供たちに中学生ですけれども、落ち葉掃きを全部やらせています。春先は中学校の周りにプランターが31個あるんですけれども、花を植えてあります。以前は、そこはごみ置き場で、外国人の方が多いので、それをなくそうとプランターに子供たちが花を植えてきれいになると結構ごみって捨てないのかなと、そういう意味で協力しています。石川です。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

津田委員、どうぞ。

津田委員 初めまして、津田裕久と申します。今ちょうど68歳です。65歳まで40年勤めた企業の再雇用が65歳で終わりました、それ以降フリーです。今は代々木公園と日比谷公園と自宅のそばの花壇の手入れのボランティアをやっています。

以上です。よろしく願いします。

熊谷会長 ありがとうございます。

両委員にはよろしく願いしたいと思います。

◎閉会

熊谷会長 予定した時間がまだ多少ありますが、本日はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時08分閉会